

甲賀市こども基本条例（案）について

1. 目的

「子ども権利条約」に基づき、こどもの権利を保障するために、市独自に条例を制定する。

2. 特徴・ねらい

「こども目線で作る、こどもの権利条例」

- ・小学5年生までに学習する漢字を使用する。
- ・難しい言葉や行政用語は、できるだけ「やさしい日本語」に言い換える。
（尊重する→大切に作る、施策→取組、など）
- ・「である」調ではなく「ですます」調で読みやすくする。
- ・こどもに理解できる条例であれば、大人にも浸透しやすい。
- ・こども向けに、さらに分かりやすくした解説も作成する。

3. 条例の構成

前文（こども権利保護の理念）

第1章 総則（目的など）

第2章 こどもの権利の保障（こどもの権利の例示列举）

第3章 こどもの権利を守るための役割（こどもを取り巻く大人の役割）

第4章 こどもの権利を守るための取り組み（権利保護のための施策）

4. スケジュール

令和8年5月 条例案の検討

7月 条例答申案の検討 ⇒答申

9月 パブリックコメント実施

12月 議会にて条例議案の審議・議決

令和9年4月 条例施行

甲賀市こども基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもの権利の保障（第3条－第6条）

第3章 こどもの権利を守るための役割（第7条－第13条）

第4章 こどもの権利を守るための取組（第14条－第21条）

第5章 雑則（第22条）

付則

こどもは、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。

全てのこどもは、生まれた時からひとりの人間として幸せに生きる権利があり、権利の主体として大切にされるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。

こどもの権利保障に当たっては、ぎゃく待、体ばつ、いじめ、ヤングケアラー、不登校など、こどもの権利をおびやかす様々な問題に、社会全体で取り組んでいく必要があります。

この条例の制定に当たり、こどもたちの想いをくみ取るため、こども向けのアンケートやワークショップを実施したところ、さまざまな声をいただきました。

大人には、こどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを大切にすることが求められます。また、こどもの意見に対して理由を示さずに一方的に否定するようなことはしないで、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。

こどもと大人が、こどもの権利を理解し、大切にするとともに、日ごろから対話を大切にすることによって、市全体でこどもの権利を守り、こども一人ひとりが幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることによって、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが幸せに生き、元気に成長することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、現にこどもを養育する者

(3) 学校等関係者 市内の小中学校、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者

(4) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び市内で活動する者又は団体

(5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者

(6) 大人 前4号に掲げるもののほかこどもに接することのある者

第2章 こどもの権利の保障

(生きる権利)

第3条 こどもは、命が守られ、健康で安全に暮らすため、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(1) 生きるためにしっかり食べることができること。

(2) 疲れたときは心と身体を休めることができること。

(3) 病気やけがをしたら病院で治りようが受けられること。

(4) 病気予防のための健康診断や予防接種を受けられること。

(育つ権利)

第4条 こどもは、健やかに成長するため、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(1) 遊んで楽しく過ごすことができること。

(2) 学校でいろいろなことを学べること。

(3) 自分らしく過ごせる居場所があること。

(4) 自分らしさを大切にして成長すること。

(暴力などから守られる権利)

第5条 こどもは、暴力を受けたり、一方的に権利を奪われたりすることがないよ

うに、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(1) いじめを受けたり、ひどいことを言われたりして、心や身体を傷つけられないこと。

(2) 人との違いなどを理由に、差別や納得のできない扱いを受けないこと。

(3) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられないこと。

(参加する権利)

第6条 こどもは、自由に意見を表明したり、仲間と団体を作って活動したりするために、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(1) 自分の意見や考えが大切にされ、聞いてもらえること。

(2) 自分の意見や考えを持つために、必要な知識と情報を得るための手助けを受けること。

(3) 仲間を作り、集い、又は活動すること。

第3章 こどもの権利を守るための役割

(大人の役割)

第7条 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、大切にします。

2 大人は、こどもに向き合い、対話することを心がけるとともに、こどもから相談があったときは、寄りそって話を聞くよう心がけます。

(こどもの役割)

第8条 こどもは、自分の権利について正しく理解するとともに、社会の一員として、他のこどもにも同じ権利があることを認識し、その権利を大切にしよう努めます。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもの権利を守ることにについて、一番重要な責任があることを認識し、こどもにとって何が一番良いことかを考えて、こどもを育てます。

2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を大切にできるよう必要な支援をします。

(学校等関係者の役割)

第10条 学校等関係者は、こどもが主体的に学びながら、健やかに育つことができるよう、こども一人ひとりの発達段階等に応じて必要な支援をします。

- 2 学校等関係者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を大切にできるよう必要な支援をします。

(地域住民等の役割)

- 第11条 地域住民等は、こどもが地域の一員として安全・安心に暮らしながら、健やかに育つことができるよう、こどもを見守り、必要な手助けをするよう努めます。

(事業者の役割)

- 第12条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場環境作りに努めます。

(市の役割)

- 第13条 市は、こどもの権利を保障するため、こども、大人、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者と一緒に協力し合いながら、こどもに関する取組を進めます。

- 2 市は、こども、大人、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な手助けをします。

第4章 こどもの権利を守るための取組

(こどもと保護者への支援)

- 第14条 市及び学校等関係者は、保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう、必要な手助けを行います。

(こどもの居場所作り)

- 第15条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができ、若しくは、友だちと遊ぶことのできる居場所作りをすること又はその手助けをすることに努めます。

(ぎゃく待及び体ばつの防止)

- 第16条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対するぎゃく待及び体ばつを防止するために、児童相談所その他の関係機関と協力して必要な対策を取り、早期発見に努めます。

- 2 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、ぎゃく待及び体ばつを受けたこどもを適切かつ速やかに救うために、関係機関と協力して必要な手助けを行います。

(いじめの防止)

第17条 市、保護者、学校等関係者及び地域住民等は、こどもに対するいじめの防止及び早期発見に努めます。

- 2 市及び学校等関係者は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救うため、必要な手助けを行うとともに、いじめをしたこどもに対して、再びいじめをすることがないように、その行為の背景にある事情を考えながら指導をし、保護者に対しても必要な助言を行います。

(多様性を大切にすること)

第18条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者及びこどもは、こどもの国籍、人種、性別、宗教その他の違いについて、その多様性を大切にします。

- 2 市及び学校等関係者は、こどもに対するかたよった見方や差別などが生まれないようにするために、多様性についての理解を深めるよう努めます。

(意見表明及び参画の促進)

第19条 市は、こどもに関わる市の取組について、こどもが意見を表明し、参画する機会を作ります。

- 2 学校等関係者は、こどもが参加する学校活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を作ります。
- 3 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。

(こどもの権利侵害からの救済)

第20条 市は、こどもの権利侵害に関する相談を受け、救おうとするときには、保護者や関係機関と連携し、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮しながら対応します。

(こども計画の策定及び推進)

第21条 市は、この条例の目的の達成に向けて、こどもに関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画（以下「こども計画」といいます。）を作ります。

- 2 市は、こども計画を作るとき及び見直すときには、こどもから意見を聞きます。

3 市は、こども計画で決めたこどもに関する取組を進めるために、市の職員が力を合わせて取り組む仕組みを作ります。

4 市は、こども計画で決めたこどもに関する取組の進み具合を甲賀市子ども・子育て応援団会議条例（平成25年甲賀市条例第34号）第1条に規定する甲賀市子ども・子育て応援団会議に定期的に報告し、見直しをしながら進めます。

第5章 雑則

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行します。